

別記様式（第7条関係）

令和 3 年 4 月 26 日

あきる野市議会議長 殿

会 派 名 くさしぎ

経理責任者氏名 辻よし子

政務活動費収支報告書

あきる野市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、令和2年度政務活動費（令和2年4月～令和3年3月分）の収支について、下記のとおり報告します。

記

1 収入 政務活動費 240,000 円

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	15,414	①市政情報公開・開示用写し作成料 ②複写機使用料
研 修 費	0	
広 報 費	260,729	市議会レポート19号(30,000部)20号(32,000部)21号(31,000部)22号(31,500部)印刷費
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	0	
合 計	276,143	

(注) 備考欄には、主たる支出の内容を記載すること。

3 残 額 0 円



調査研究費明細書 【会派名 くさしぎ】

調査研究

実施年月日 [令和2年7月24日～令和2年9月4日]

視察先名 [ ]

旅費	交通機関 ※1	乗車区間 ※2	運賃		特急料金 B	計 C= (A+B)	人数	金額 C×人数
			A	円				
交通費		～		円		円	人	円
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
※1 交通機関の欄には、JR・私鉄・バス等の区分を記入 ※2 乗車区間の欄には、駅・停留所名等を記入						小計		円
宿泊費		円×	泊×	人=		円		円
		円×	泊×	人=		円		円
						円		円
						円		円
						円		円
						円		円
								計 円

内容	説明	金額
資料印刷費	市政情報公開・開示用写し作成料 (7/20、8/3、8/27、9/4)	円 小計 2,470
調査委託費		円 小計
文書通信費		円 小計
借上料		円 小計
消耗品費		円 小計

合計 2,470 円

[特記事項]

納入通知書兼領収証書 (公)

口座番号	00170-3-963263			
加入者	あきる野市会計管理者			
年度	会計	01		
2	款	項	目	節
	21	06	05	01
第7676号	2903640 市政情報公開・保有個人情報開示用写し作成			
	020102	7676	2516088	0
納入者	〒197-0802 あきる野市草花3012-20  辻 淑子 様			
件名	雑入 市政情報公開・保有個人情報開示用写し作成料			
納入金額	1,150円			
納期限	令和 2年07月24日			
<p>納めるところ</p> <p>あきる野市役所 あきる野市役所五日市出張所 次の金融機関の本・支店 ・りそな銀行・あきる野市指定金融機関派出所(あきる野市役所内) ・秋川農業協同組合・西武信用金庫・青梅信用金庫・きらぼし銀行・大東京信用組合 ・東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である各農業協同組合 ・三井住友銀行・みずほ銀行・中央労働金庫・埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行 ・多摩信用金庫・東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行及び郵便局 ・山梨中央銀行 ※ゆうちょ銀行及び郵便局は納期限内の取扱いのみとなります。</p> <p>上記金額を納めてください 令和 2年07月14日 東京都あきる野市長</p>				
主管課名	総務部 総務課 法規係		領収日付印	
		¥1150 N45		

(納入者保管)  
注意 { 1. 納入期限を過ぎないように注意してください。  
2. 住所移転の際は直ちに発行者まで届けてください。

東京都あきる野市

納入通知書兼領収証書 (公)

口座番号	00170-3-963263			
加入者	あきる野市会計管理者			
年度	会計	01		
2	款	項	目	節
	21	06	05	01
第8427号	2903640 市政情報公開・保有個人情報開示用写し作成			
	020102	8427	2516088	0
納入者	〒197-0802 あきる野市草花3012-20  辻 淑子 様			
件名	雑入 市政情報公開・保有個人情報開示用写し作成料			
納入金額	810円			
納期限	令和 2年08月10日			
<p>納めるところ</p> <p>あきる野市役所 あきる野市役所五日市出張所 次の金融機関の本・支店 ・りそな銀行・あきる野市指定金融機関派出所(あきる野市役所内) ・秋川農業協同組合・西武信用金庫・青梅信用金庫・きらぼし銀行・大東京信用組合 ・東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である各農業協同組合 ・三井住友銀行・みずほ銀行・中央労働金庫・埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行 ・多摩信用金庫・東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行及び郵便局 ・山梨中央銀行 ※ゆうちょ銀行及び郵便局は納期限内の取扱いのみとなります。</p> <p>上記金額を納めてください 令和 2年07月31日 東京都あきる野市長</p>				
主管課名	総務部 総務課 法規係		領収日付印	
		¥810 N28		

(納入者保管)  
注意 { 1. 納入期限を過ぎないように注意してください。  
2. 住所移転の際は直ちに発行者まで届けてください。

東京都あきる野市

納入通知書兼領収証書 (公)

納入通知書兼領収証書 (公)

口座番号	00170-3-963263			
加入者	あきる野市会計管理者			
年度	会計	01		
2	款	項	目	節
	21	06	05	01
第10541号	2903640 市政情報公開・保有個人情報開示用写し作成			
	020102	10541	2516088	0
納入者	〒 197-0802 あきる野市草花3012-20 辻 淑子 様			
件名	雑入 市政情報公開・保有個人情報開示用写し作成料			
納入金額	330円			
納期限	令和 2年09月05日			
納めるところ				
あきる野市役所 あきる野市役所五日市出張所 次の金融機関の本・支店 ・りそな銀行・あきる野市指定金融機関派出所(あきる野市役所内) ・秋川農業協同組合・西武信用金庫・青梅信用金庫・きらぼし銀行・大東京信用組合 ・東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である各農業協同組合 ・三井住友銀行・みずほ銀行・中央労働金庫・埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行 ・多摩信用金庫・東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行及び郵便局 ・山梨中央銀行 ※ゆうちょ銀行及び郵便局は納期限内の取扱いのみとなります。				
上記金額を納めてください 令和 2年08月26日 東京都あきる野市長				
主管課名	総務部 総務課 法規係			領収日付印 2. [印] ¥330 N37

口座番号	00170-3-963263			
加入者	あきる野市会計管理者			
年度	会計	01		
2	款	項	目	節
	21	06	05	01
第10749号	2903640 市政情報公開・保有個人情報開示用写し作成			
	020102	10749	2516088	0
納入者	〒 197-0802 あきる野市草花3012-20 辻 淑子 様			
件名	雑入 市政情報公開・保有個人情報開示用写し作成料			
納入金額	180円			
納期限	令和 2年09月10日			
納めるところ				
あきる野市役所 あきる野市役所五日市出張所 次の金融機関の本・支店 ・りそな銀行・あきる野市指定金融機関派出所(あきる野市役所内) ・秋川農業協同組合・西武信用金庫・青梅信用金庫・きらぼし銀行・大東京信用組合 ・東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である各農業協同組合 ・三井住友銀行・みずほ銀行・中央労働金庫・埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行 ・多摩信用金庫・東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行及び郵便局 ・山梨中央銀行 ※ゆうちょ銀行及び郵便局は納期限内の取扱いのみとなります。				
上記金額を納めてください 令和 2年08月31日 東京都あきる野市長				
主管課名	総務部 総務課 法規係			領収日付印 2. [印] ¥180 N52

東京都あきる野市

東京都あきる野市

(納入者保管)  
 注意 { 1. 納入期限を過ぎないように特に注意してください。  
 2. 住所移転の際は直ちに発行者まで届けてください。

(納入者保管)  
 注意 { 1. 納入期限を過ぎないように特に注意してください。  
 2. 住所移転の際は直ちに発行者まで届けてください。

控室電話使用料、複写機使用料、消耗品費用

内 容	説 明	金 額
資料印刷費	複写機使用料	小 計 12,944 円
文書通信費	控室電話使用料	小 計 円
消耗品費		小 計 円

合計 12,944 円

[特記事項]

納入通知書兼領収証書 公

口座番号	00170-3-963263			
加入者	あきる野市会計管理者			
年度	会計	01		
2	款	項	目	節
	21	06	05	01
第23524号	6203780 議員用複写機使用料			
	080101	23524	0007932	0
納入者	〒 197-0814 あきる野市二宮350 くさしぎ 様			
件名	雑入 議員用複写機使用料 (令和2年4月～令和3年3月)			
納入金額	12,944円			
納期限	令和 3年03月24日			
<p>納めるところ</p> <p>あきる野市役所 あきる野市役所五日市出張所 次の金融機関の本・支店 ・りそな銀行・あきる野市指定金融機関派出所 (あきる野市役所内) ・秋川農業協同組合・西武信用金庫・青梅信用金庫・きらぼし銀行・大東京信用組合 ・東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である各農業協同組合 ・三井住友銀行・みずほ銀行・中央労働金庫・埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行 ・多摩信用金庫・東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行及び郵便局 ・山梨中央銀行</p> <p>※令和3年4月1日以降は三菱UFJ銀行では納付できません。 ※ゆうちょ銀行及び郵便局は納期限内の取扱いのみとなります。</p> <p>上記金額を納めてください 令和 3年03月12日 東京都あきる野市長</p>				
主管課名	議会事務局 庶務係			
				<p>領収日付印</p> <p>3. 12</p> <p>¥12944 N26</p>

(納入者保管)

- 注意 { 1. 納入期限を経過しないよう特に注意してください。  
2. 住所移転の際は直ちに発行者まで届けてください。

東京都あきる野市

広報費明細書 【会派名 くさしぎ】

】

旅費	交通機関 ※1	乗車区間 ※2	運賃	特急料金	計	人数	金額	
			A	B	C= (A+B)		C×人数	
		～	円	円	円	人	円	
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
	※1 交通機関の欄には、JR・私鉄・バス等の区分を記入 ※2 乗車区間の欄には、駅・停留所名等を記入					小計		円
宿泊費	円×	泊×	人=	円	小計		円	
	円×	泊×	人=	円	小計		円	
				円	小計		円	
				円	小計		円	
				円	小計		円	
				円	計		円	

内 容	説 明	金 額
広報紙・報告書等印刷費	「会派くさしぎ・辻よし子の市議会レポート」 第19号30,000部、第20号32,000部、第21号31,000部、第22号31,500部（A3両面カラー・2つ折）印刷費	小計
		260,729
会場費		小計
文書通信費		小計

**合計 260,729 円**

【特記事項】  
 広報紙の内容に、広報活動に該当する部分と、議員個人の活動に該当する部分が併存するため、支出額の2分の1を対象とする。  
 (印刷代金521,458円÷2=260,729円)

くさしぎ 令和元年度 (R2.4月～R3.3月) 政務活動費領収書 (広報費 1/2)

2020/10/22

[https://alps-pps.co.jp/receipt/complete?item\\_order\\_show\\_id=19672000051](https://alps-pps.co.jp/receipt/complete?item_order_show_id=19672000051)

領収書データ

表示日:2020年10月22日

下記、正に領収いたしました。

宛名	会派くさしぎ様
金額	¥138,582- 注文No.19672000051 ※但し、辻よし子の市議会レポート19号 印刷代金として (銀行振込)
ご入金日 (ご決済日)	2020年5月18日

ご利用ありがとうございました。

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 まごころ印刷  
アルプスPPS  
アルプスPPS  
〒136-0076 東京都江東区南砂1-10-5  
アルプスPPS 本社工場

2020/10/22

[https://alps-pps.co.jp/receipt/complete?item\\_order\\_show\\_id=19672000054](https://alps-pps.co.jp/receipt/complete?item_order_show_id=19672000054)

領収書データ

表示日:2020年10月22日

下記、正に領収いたしました。

宛名	会派くさしぎ様
金額	¥117,736- 注文No.19672000054 ※但し、会派くさしぎ辻よし子の市議会レポート20号 印刷代金として (銀行振込)
ご入金日 (ご決済日)	2020年7月1日

ご利用ありがとうございました。

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 まごころ印刷  
アルプスPPS  
アルプスPPS  
〒136-0076 東京都江東区南砂1-10-5  
アルプスPPS 本社工場



くさしぎ 令和元年度 (R2.4月～R3.3月) 政務活動費領収書 (広報費 2/2)

2020/10/21

[https://alps-pps.co.jp/receipt/complete?item\\_order\\_show\\_id=19672000056](https://alps-pps.co.jp/receipt/complete?item_order_show_id=19672000056)

領収書データ

表示日:2020年10月21日

下記、正に領収いたしました。

宛名	会派くさしぎ様
金額	¥129,040 - 注文No.19672000056 ※但し、会派くさしぎ辻よし子の市議会レポート21号 印刷代金として (銀行振込)
ご入金日 (ご決済日)	2020年10月9日

ご利用ありがとうございました。

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 まごころ印刷  
アルプスPPS  
アルプスPPS  
〒136-0076 東京都江東区南砂1-10-5  
アルプスPPS 本社工場

領収書データ

表示日:2021年1月25日

下記、正に領収いたしました。

宛名	会派くさしぎ様
金額	¥136,100 - 注文No.19672000058 ※但し、会派くさしぎ辻よし子の市議会レポート22号 印刷代金として (銀行振込)
ご入金日 (ご決済日)	2021年1月4日

ご利用ありがとうございました。

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 まごころ印刷  
アルプスPPS  
アルプスPPS  
〒136-0076 東京都江東区南砂1-10-5  
アルプスPPS 本社工場

すべての方に	特別定額給付金	一律10万円を給付	コールセンター
住居を失った、失いそう	住居確保給付金	3ヶ月の家賃相当額を給付 (求職中なら最大9ヶ月)	533-2555 8:30~17:15 土日祝日除く
児童手当を利用している	臨時特別給付金	児童手当利用者に対し、子ども1人当たり1万円給付(手続き不要)	生活福祉課 558-1927 同上
就学援助を利用している	臨時支援交付金	就学援助利用者に対し、子ども1人当たり1万円給付(手続き不要)	子ども政策課 558-1111 (内線2681) 同上
コロナに感染し給与が減少(国保加入)	傷病手当金	減少した給与の3分の2を給付 (コロナ感染の疑いで休んだ場合を含む)	教育総務課 558-1111 (内線2912~3) 同上
家計が厳しくお金を借りたい	緊急小口資金(特例貸付)	貸付上限:20万円 据置 1年 償還 2年以内	保険年金課 558-1111 (内線2421~4) 同上
市税や保険料等が払えない	総合支援資金(特例貸付)	貸付上限:月20万円×3ヶ月(単身15万円) 据置 1年 償還 10年以内	あきる野市社会福祉協議会 533-3548
公共料金が払えない	生活資金貸付	貸付上限:8万円以内 償還 1年以内	要予約 9:00~16:00 (土日祝日除く)
日々の生活もままならない(家計)	市税・保険料の猶予制度	市民税、固定資産税、国保税、軽自動車税等において特別の猶予制度あり	生活福祉課 558-1927 8:30~17:15 土日祝日除く
子育ての不安、ストレスに悩んでいる	上下水道料等の猶予制度	上下水道:4か月猶予 電気ガスも猶予制度あり。契約先に問合を	徴収課 558-1111 (内線2441~4) 同上
パートナーから暴力を受けている	生活保護制度	憲法に定められた最低限度の生活を保障するための制度。コロナで要件緩和、まずは相談を	水道局多摩お客センター (ナビダイヤル) 0570-091-101
雇い止めや内定取り消しになった	子ども家庭支援センター	1人で悩まずに相談を(あきる野ルピア2階) 相談員による電話・面談の相談	生活福祉課 558-1111 (内線2613) 8:30~17:15 土日祝日除く
発熱、だるさ、息苦しさ等の症状がある。	東京ウィメンズプラザ	DV相談。必要に応じて面接相談(予約制)。女性弁護士や精神科医の相談も実施	子ども家庭支援センター 550-3313, 550-3325 8:30~18:30 日祝、第2水曜除く
かかりつけ医がいる人は、まずは、かかりつけ医へ電話相談を	厚生労働省 東京労働局	解雇、労働条件、採用、ハラスメント等 専門相談員による電話・面談の相談	東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455 9:30~21:00 年末年始除く
	西多摩保健所	感染の疑いがあるときの相談	総合労働相談コーナー 0120-601-556 9:00~17:00 土日祝日除く
	部・特別区・八王子市・町田市合同センター	感染の疑いがあるときの相談 (夜間、休日も受付)	西多摩保健所相談センター 0428-22-6141 9:00~17:00 年末年始除く
	新型コロナコールセンター	新型コロナに関する一般的な相談窓口	部・特別区・八王子市・町田市合同 電話相談センター 03-5320-4592 17:00~翌9:00 土日祝日は休日

コロナ関連の動き

- コロナ対策費、2回の臨時議会にて全会一致で可決(2頁)
- 緊急時に求められる紙媒体の情報発信と総合相談窓口(3頁)
- コロナ対策に関し、2回にわたり要望書を提出(3頁)
- 6月議会は縮小。コロナ対策の審議は議員全員協議会で(3頁)
- ご活用ください! 支援制度&相談先の早見表(4頁)



コロナ災害が問いかけるもの

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、私たちはそれぞれに、大小様々な困難を抱えながら、緊急事態宣言を含む3か月間の重苦しい日々を、なんとかやり過ごしてきました。

コロナ災害とも呼ばれるこの事態は、実は今だけの問題ではなく、むしろ以前から存在していた社会の歪みをあぶり出しているように感じます。

自粛要請により一気に職と住まいを失い、路上生活を余儀なくされた非正規労働者がいます。効率化を追い求め、人件費を切り詰めるだけ切り詰めた公的機関(保健所、病院、役所等々)は、緊急事態に対応できずパンク状態です。感染者情報やPCR検査体制など重要な情報を開示しないことが、人々の憶測や不安を招いています。

「スクの高い高齢者の介護にあたる現場は、慢性的な人材不足にコロナが追い打ちをかけ、疲弊しています。

近頃、ポスト・コロナ社会という言い方がされるようになりましたが、単に、ソーシャルディスタンスやテレワークといった、感染予防の話

題に矮小化することなく、コロナ禍において、私たちが心を痛め、腹を立てた問題は一体何だったのか、社会の歪みを正すことに繋げていかななくてはなりません。

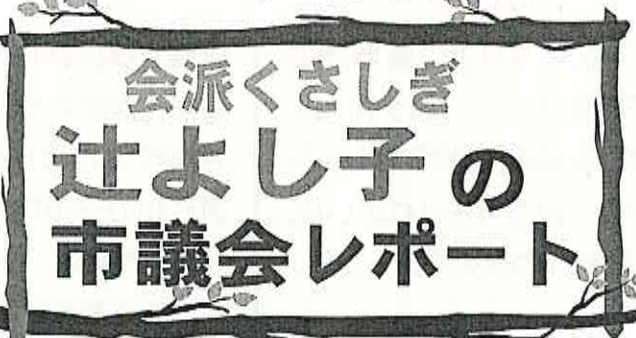
困った時に迷わず周りに助けを求められる、寛容性のある社会にしていけること、支援制度をもっと単純で分かりやすくすること、誰がどうやって政策を決定しているのか見える化すること、行政は間違わない(無謬性)という神話から脱け出すこと、名ばかりではなく実を伴った地方自治を打ち立てること、等々。

コロナ禍で浮き彫りになった問題を放置することなく、ていねいに時間をかけ、解決に向けて知恵を出し合うことが求められています。

そうでなければ、いずれ緊急事態から日常へと戻っていく中で、またもや置き去りにされる「被災者」が生まれてしまうと懸念するからです。



無所属 一人会派  
HP「辻よし子とあきる野」で検索



小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず!

☎ 197-0802  
あきる野市草花 3012-20  
T&F: 042-559-6941  
携帯: 090-9386-1275  
e-mail: kusasigi@nifty.com

## コロナ対策費、 臨時議会にて 全会一致で可決

4/23、5/13に臨時議会が開催され、コロナ対策に関わる補正予算が審議され、全会一致で可決されました。

3月～5月に決定した主な予算内容を報告します。

3月議会（追加審議）

●保育所や学童クラブ等にマスクや消毒液などの購入費を補助 ⇒ 約2400万円

\*この内、国の補助対象になっていない幼稚園類似施設等へは、自主財源から100万円を支出しました。適切な判断がされ、うれしく思いました。

●「あきる野子ども弁当」事業への補助金 ⇒ 100万円（10万円×10団体）

\*飲食店の気概を感じる素晴らしい取り組みです。

4/23 臨時議会

●「あきる野子ども弁当」事業への補助金（第2弾） ⇒ 100万円（10万円×10団体）

●国民健康保険・傷病手当金 ⇒ 270万円

\*国保に加入している世帯で、コロナ感染または感染の疑いによって給与が減ってしまった場合には手当がもらえます。対象になるかもしれないという方は、保険年金課へご相談を！

5/13 臨時議会

●特別定額給付金 ⇒ 約81億8千万円

\*81億円が直接の給付金（10万円×81000人）。約8千万円が給付にかかる事務経費です。コンピューターのシステム改修費や人材派遣会社への委託料等が含まれます。全額、国から出されます。

給付金が届くまでに生活が困窮してしまう場合には、いろいろなタイプの支援制度があります。まずは、生活福祉課にご相談ください。

●就学援助認定世帯への臨時支援事業

⇒ 約1000万円

\*就学援助は、経済的に余裕のない世帯の子どもたちに対して、給食費や学用品費を支援する制度です。休校により給食が無くなった期間は、給付額から給食費分が除かれることになりました。しかし、就学援助を利用している世帯にとっては、

無償で提供されていた給食がなくなり、その分の昼食代が家計を圧迫しています。食べ盛りの子どもの多ければかなりの負担になります。そこで、何らかの支援策を！と市に求めてきました。市でも検討を重ね、支援事業の決定に至りました。

あきる野市の取り組みが他の自治体にも波及することを期待します。

就学援助の申請は6月10日までです。申請が通れば、自動的に1万円の臨時支援金が加算されます。就学援助の基準にあてはまるかどうか、まずは、教育総務課にご相談ください。

●生活困窮者自立支援事業経費 ⇒ 約590万円

\*収入が減り家賃の支払いが困難になった場合、市が代わりに家賃を払ってくれる住居確保給付金という制度があります。コロナの影響で収入が減った場合にも利用できるように、制度が緩和されました。利用が増えることを見込んで、増額補正されました。

家賃の支払いにお困りの方は、生活福祉課にご相談ください。

●中小企業向け相談窓口事業への補助金 ⇒ 150万円

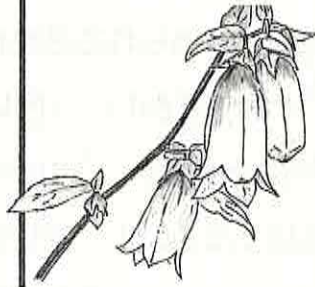
\*ルピア2階の相談窓口Bi@Staに、社会保険労務士などの専門職員を派遣するための経費です。今後、個人店・中小企業のさらなる支援が必要です。

●感染予防の物資購入費 ⇒ 約700万円

\*消毒液、体温計の他、防護服1000着の購入費が計上されました。市内で集団感染が発生した場合の備蓄品分が含まれます。

●生活資金貸付事業 ⇒ 800万円

\*コロナの影響を受け、貸付制度（無利子、最大8万円）の利用が増加することを見込んで、当初予算120万円から大幅に増額しました。



社会福祉協議会が窓口になっている最大20万円の貸付制度（無利子、据置1年、返済期間2年）もあります。詳しくは、生活福祉課にご相談ください。

## 紙媒体の 情報発信と 総合相談窓口を

4、5月に開催された臨時議会や議員全員協議会（全協）の場で、インターネットを利用しない市民への情報が圧倒的に不足していることを指摘しました。その結果、5月25日に広報の臨時号が発行されることになりました！さらに、コロナ対策に関する市の情報をまとめた40頁程の冊子も作成されました。冊子はインターネットからの入手になりますが、ご希望の方は市にお問い合わせください。

また、コロナに関する総合的な相談窓口の必要性については、全協で複数の議員から提案があり、下記の通り要望書でも取り上げました。しかし、複雑多岐に渡る相談に対応できる職員を複数人配置する余裕がないとのことで、残念ながら実現していません。

## コロナ対策に関し、 2回にわたり 要望書を提出

4月20日と5月14日に市長宛の要望書を会派くさしぎから提出しました。1回目は、PCR検査センターの早期開設、「新型コロナなんでも相談」の設置、保健所の所有する検査情報の公開、高齢者介護事業の感染予防に対する支援を要望しました。

2回目は、「介護崩壊を招かないために迅速な支援体制を求める要望書」として、高齢者介護の問題に変わりました。高齢者の感染死亡率が圧倒的に高いことが明らかにされながら、介護現場への支援が遅れていることに、強い危機感を持っているからです。

要望書の内容を検討するに当たっては、介護事業者の方々から貴重なご意見をいただきました。施設における集団感染の防止、いざというときの応援体制、在宅介護サービスを継続するための手立て、介護職員の定期的な検査など、多くの課題があります。市には、現場の窮状を真摯に受け止め、迅速な対応を切に望みます。（2回目の要望書はHPからご覧になれます）



HPをご覧ください！

## 6月議会は縮小。 コロナ対策の 審議は、全協で

コロナ禍において、どこの地方議会も対応に苦慮しています。審議時間の縮小や一般質問の自粛については賛否両論、議員間で意見が分かれ、議会によって対応の仕方は様々です。

「行政が緊急事態の対応に集中できるよう、また、少しでも行政職員の感染のリスクを下げるために、議会は極力縮小すべき」という意見がある一方、「緊急事態の対応を行政に任せてしまっただけでは議会の存在意義が失われる。コロナ対策について市民目線で問題点を指摘し、提案をすることが重要であり、コロナ対策以外の動きもチェックする必要がある」という意見もあります。私は後者の意見です。

あきる野市議会としては会派代表者会議で議論した末、一般質問は自粛し、常任委員会も1日（6/10）で終わらせることになりました。ただし、コロナ対策については、下記の方式を用いて議員全員協議会（6/12）で議論することになりました。

\*事前に各会派から出された質問を会派代表者会議で整理し、行政側に文書で通告する。

\*事前に行政側から答弁を文書でもらい、再質問の進め方について会派代表者会議で整理する。

\*全協の当日、通告質問と答弁は文書を配布し、再質問からスタートさせる。

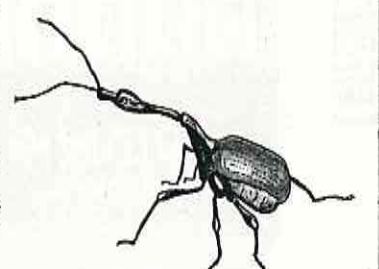
\*すべての再質問が終わった後に、それぞれの会派から意見や提案を述べる時間を設ける。

\*全協は本会議と同様に市役所1階で中継し、録画配信する。

\*定例会議の議事録の冊子に、全協の記録も掲載する。

\*傍聴については、感染予防のために自粛を呼び掛けるかどうかは、後日、議会運営委員会で検討する。

一般質問が自粛となったことについては忸怩たる思いがありますが、コロナ対策については、一般質問として各議員がバラバラに質問するよりも、全協で行う方が中身を深めることができるのではないかと期待しています。



設置に対する補助金を設けるなどして、市が医療機関を支援する必要があるのではないか。

市：医療体制の整備について保健所の考え方を確認する。

辻：保健所が構造改革で減らされ、コロナ対策でパンク状態になった保健所もある。西多摩保健所の体制がどうなっているのか、市との協議内容についても見える化して欲しい。

#### ◆在住外国人への情報提供を

辻：市のHPには外国人用の機能があるが、スマホに十分対応していない。改善すべきでは？

市：市としても課題と認識しているので、今後、改善を検討する。

辻：市内在住の外国人で特別定額給付金の手続きが分からず困った人がいた。改善を進めて欲しい。

#### ◆会計年度任用職員の休業補償は？

辻：会計年度任用職員に対し、休業補償についてどのように通知したか。休業補償の支給状況は。

市：勤務、報酬等の取扱いに関する通知を4月9日に各部課長宛に送り各職場で周知した。4月分で市長部局が23人、教育委員会が169人、総額約510万円の休業手当を支給。

辻：6月5日現在、任用通知さえ受け取っていない会計年度任用職員がいる。勤務のあり方も含めてしっかり検証して欲しい。

#### ◆今後の区画整理事業のゆくえは？

辻：東京都の区画整理事業に対する方針に変更はないか。

市：引田の区画整理事業に対する都の方針は、「緊急事態宣言」の前後で、変更はない。

辻：5月5日付で東京都から「新型コロナウイルス

感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営について」という通達が出されている。そこには、「当面の間、既存事業の執行体制は縮小させ」「都の人的資源や財源を感染症対策に最大限振り向けることとする。」とあり、「速やかに休止する事業」として、「都民の生命・財産への直接の関連性が低く、直ちに取組む優先度が低いと考えられる事業のうち、未着手、未発注、一時停止が可能な事業は、原則延期又は中止する」と書かれ、さらに、「具体的な事業の例」として、区画整理や市街地再開発など都市開発の推進等に関する事業が挙げられている。都では、引田の区画整理はこの対象にはならないと判断したのか。

市：この方針について都から具体的な話はなかったが、事業を円滑に進めることが都の方針と認識している。

辻：新型コロナウイルスによって日本と世界の経済状況がこれだけガタガタになっている中で、区画整理事業がまったく無関係ということは考えられない。すでに宿題になっている事業の資金計画を示す際には、ポストコロナの経済状況予測も踏まえた慎重な計画案を出して欲しい。

#### 議員の期末手当削減、議案提出に至らず

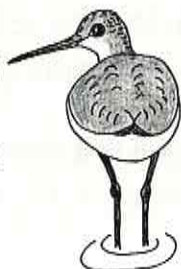
コロナ禍で生活困窮の問題が深刻化する中、議員報酬の削減を決めた市議会が少なくありません。あきる野市議会

でも6月の期末手当を削減すべきではないかと派代表者会議および議会運営委員会で提案しましたが、自民党、公明党の理解が得られず、議案提出に至りませんでした。今後のコロナの状況を見ながら、12月の期末手当の削減を再度提案したいと考えています。

会派「くさしぎ」は、「草の根市議」から取った名前です。政党や大きな組織に属さず、市民の横のつながりを大切に、草の根民主主義を目指して活動しています。

現在は、辻よし子だけの一人会派です。

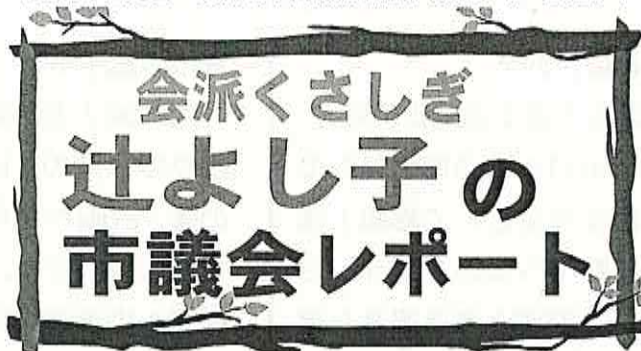
\*クサシギは水辺の野鳥です→



辻よし子プロフィール：1960年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に、市内の環境保全活動に取り組む。3.11以後、新たに脱原発の市民活動を始める。2015年10月の補欠選挙で初当選。現在2期目。夫、次男、ネコ1匹と草花に暮らす。



無所属 一人会派  
HPF 辻よし子と歩む会」で検索



☎ 197-0802  
あきる野市草花 3012-20  
T&F: 042-559-6941  
携帯: 090-9386-1275  
e-mail: kusasigi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず！

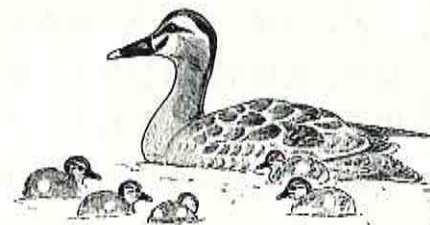
### 「支援崩壊」を招かないために

コロナ禍において、様々な市民団体が住まいや仕事を失った人々の支援に東奔西走しています。困りごとを抱えた人たちを行政の支援制度に繋げると共に、そこで気づいた制度の不備について政府と交渉し、この間いくつもの制度や運用の改善を果たしました。また、当事者が声を上げることで実現した政策もあります。黙っていれば「対象外」として切り捨てられる人が声を上げることで、同じ境遇にある多くの人々を救うことに繋がりました。

しかし、リーマンショックを超える経済危機と言われる中、支援に当たっている人たちから「支援崩壊」という言葉が聞かれるようになりました。市民団体ではマンパワーも資金も限りが

あり、とても支援が追い付かないという危機感から発せられた言葉です。弱者の視点に立って社会の仕組みを抜本的に変えていかなければ、コロナ災害を乗り越えることはできません。それを果たするのが政治の役割なのだと思います。

あきる野市においても、地方自治の精神に基づいて市独自の支援制度を整備することや、政府の誤った政策にはNOの意思を示し改善を求めることが必要です。「支援崩壊」を招かないために、議会からもしっかりと声を上げていきたいと思っています。



### 6月議会ポイント

- この1億円はコロナ対策？ 補正予算に反対 (2頁)
- 通知カード廃止は何のため？ 条例改正に反対 (2-3頁)
- 市のコロナ対策に関する質問 議員全員協議会 (3-4頁)
- 議員の期末手当削減、議案提出に至らず (4頁)

#### 賛否の分かれた議案 (6月定例会議)

(○:賛成、×:反対)	くさしぎ (辻1人)	自民党 志清会 (議長を除く8人)	公明党 (3人)	未来 (4人)	共産党 (3人)	結果
2020年度 一般会計補正予算 (第3号)	×	○	○	○	○	可決
手数料条例の改正 (通知カード廃止に基づく改正)	×	○	○	○	×	可決

## この1億円は、 コロナ対策？ 補正予算に反対

### ◆何に反対？

政府の第1次補正予算で、各市町村へのコロナ対策の特別交付金として総額1兆

円が組まれました。あきる野市へは約2億5千万円の交付額が示され、それを財源とする事業が第3号補正予算として議会に提案されました。

中小企業への補助金約1億円。避難所の感染予防対策費約2000万円。ひとり親家庭への給付金約1500万円。介護サービス事業所への補助金675万円。これらには賛成です。私が反対をしたのは、G I G Aスクール構想への約1億円です。

### ◆G I G Aスクール構想とは？

文科省は昨年度唐突に、2023年度までに日本全国の小中学校に高速大容量通信ネットワークを整備し、子ども一人一台の端末（パソコンやタブレット）を購入する計画を打ち出しました。これがG I G Aスクール構想です。この方針に従い、あきる野市では今年度通信ネットワークを整備し、来年度から3年間かけて端末を購入する予定でした。

ところが、コロナの影響で学校が長期間休みとなり、にわかにオンライン教育への関心が高まる中、政府は突然G I G Aスクール構想を今年度中に完了させるよう、一方的に前倒しを決めました。

### ◆いつになるか分からないオンライン教育

しかし、G I G Aスクール構想とオンライン教育は別物です。家庭の通信ネットワーク環境を整えなければオンライン授業は出来ませんが、そのための予算は含まれていません。そもそも今年度中に全国の小中学生に端末を買いそろえることは、国内の出荷台数から考えてほぼ不可能と言われてます。当市でも調達の目処は立っていません。つまり、コロナ対策としてG I G Aスクール構想に1億円の交付金を注ぎ込んでも、実際にはいつオンライン授業ができるか分からないということです。市内には、コロナの影響を受けて様々な困りごとを抱えている方々が大勢います。本来、この1億円は、そうした人々の支援のために使われるべき交付金だったのではないのでしょうか。

### ◆市の台所事情

端末購入費の内、3分の2は国の補助金ですが、残りの3分の1は市の自己財源であるため、3年間の購入計画が1年に短縮されたことは、市にとって大きな負担です。国は今年度しかG I G Aスクール構想への補助金を出さないという強硬手段を取り、一方で、この構想事業をコロナ対策の交付金の対象としました。財政的に余裕のない自治体は、交付金に頼らざるを得ません。こうした国の無茶な政策への批判も込めて、補正予算に反対しました。

なお、私はオンライン教育そのものを否定しているわけではありません。休校期間が長くなる時には有効な道具の一つになると思いますし、学校に行き辛さを抱えている子どもたちにとっては新たな可能性が広がる貴重な手段とも言えます。

### 通知カード廃止 は、何のため？ 条例改正に反対

通知カードはマイナンバーの他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載され、偽造防止のための透かし技術も施されています。2015年秋以降、住民登録されている人すべてに簡易書留で郵送されています。マイナンバーカードを必要としない住民にとって、通知カードは自分の番号を証明するための大切なカードでした。

### ◆廃止のメリットは？

政府は廃止の理由として、転居等による変更手続きが市町村の負担になっていることを挙げています。しかし、そんな話はこれまで聞いたことがありません。そこで、あきる野市の状況を質問したところ、特に負担にはなっていないとの答弁でした。

一方、通知カードが使えなくなれば（記載内容に変更がない間はそのまま利用できる）、自分の番

### ◆大切なカードのはずが…

マイナンバーの通知カードが今年5月に廃止されたのをご存じでしょうか。通知カード



号を証明するためにその都度住民票を取り寄せなければなりません。市民にとってはデメリットばかりでメリットがないように思い確認したところ、特にメリットはないとの答弁でした。

### ◆なりふりかまわぬ政策

結局、マイナンバーカードを持たない人に不便を強いることで、マイナンバーカードへの移行を図るのが政府のねらいです。さらに、今年9月からマイナンバーカードを持っている人だけが利用できるマイナポイントが始まります。一人最高5000円分のポイントが付く制度です。なにがなんでもマイナンバーカードを普及させようとする、まさに飽とムチの政策。こうした政府の強引なやり方を認めるわけにはいきません。そのため、通知カード廃止を前提とした条例改正に反対をしました。

### 市のコロナ対策 に関する質問 議員全員協議会

事前に議会から出した52問の質問について市の回答を文書でもらい、当日は再質問から入りました。再質問は、3つのテーマ（避難所における感染予防対策、PCR検査、オンライン教育）について各20分、その後、会派毎に15分の質問時間が設けられ、最後に各会派から意見を述べました。時間設定をもっと長くすべきではないかと議会運営委員会で提案しましたが、コロナ対策のためなるべく短縮すべきという意見が多く、このような時間配分になりました。

私が再質問した内容のいくつかを紹介します。

### ◆医療・介護職員にPCR検査を

辻：Jリーグとプロ野球選手を対象に2週間ごとにPCR検査を受ける体制が整えられた。一方で、医療・介護の現場では3密が避けられない環境の下、ハイリスクの患者や利用者を相手に不安を抱えながら仕事をしている。秋川流域のPCR検査センターを活用して、医療・介護職員を対象に定期的な検査はできないか。あるいは、唾液によるPCR検査を市独自に進めることはできないか。

市：無症状の人を対象にした検査は保険適用外になり、症状のある人を対象にした行政検査と一緒にこなうのは難しい。医療・介護職員を対象にした検査は、西多摩地域の自治体共通の課題であり、西多摩保健所を中心として各関係者と協議をしていく必要があり、保健所に働きかけていく。唾液による検査についても西多摩地域全体で考えていく必要がある。

辻：医療・介護職員の検査の拡充は、本来、国がおこなうべきだが、それが一向に進んでいないため、ぜひ市独自の方策を検討して欲しい。

### ◆訪問診療医によるPCR検査を

辻：介護と医療の連携の必要性が叫ばれる中、市がコーディネーター（調整）役になって連携を進める方針が示されたことは大へんうれしく、大いに期待したい。特にクラスター（集団感染）発生時には市の役割が重要である。

介護施設や在宅の高齢者がPCR検査を受ける際、医師が出張して検体を採取する体制は取れないか。

市：新宿区ではPCR検査を訪問診療医が担う新システムを独自におこなっていて参考になる。ただ、協力してもらえる訪問診療医の確保や感染予防対策が課題。保健所を中心に西多摩の医療関係者、市町村と協議していきたい。

### ◆介護事業所の経営実態を把握し、財政支援を

辻：介護サービスを縮小せざるを得ず、経営が厳しくなっている介護事業所に対して、政府は様々な運用弾力化を図っているが、果たしてどれだけ経営改善につながっているのか不透明。市が経営の実態を把握する必要があるのでは。

市：事業所の休止やサービスの自粛、時間短縮の情報については把握しているが、今後経営状況についても注視していく。

辻：注視するというのは成り行きを見守るということ。財政支援の必要性を検討するために、もっと積極的に各事業所の経営の実態を把握してもらいたい。

### ◆発熱外来を増やすために医療機関への支援を

辻：発熱外来の診察室を増やすために、陰圧テント

☎ 197-0802  
 あきる野市草花 3012-20  
 T&F : 042-559-6941  
 携帯 : 090-9386-1275  
 e-mail : kusasigi@nifty.com

# 会派くさしぎ 辻よし子の 市議会レポート

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず！

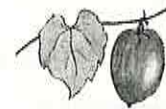
## あきる野市の情報公開が前進！

旧条例では情報公開を請求できる者に条件がありました（市内在住、在勤等）、新条例では、誰でも請求できるように改正されました。また、市側の判断で非公開にできる情報の範囲が、旧条例では他市に比べて広く設定されていましたが、新条例では限定的な内容に改められました。大きな前進です。ぜひ、ご活用ください。

※審議会・委員会の議事録の公開についても、ここ数年、公開が着実に進んでいます。あきる野市のHPで「会議録」「議事録」と検索してみてください。HPで公開されている議事録は、各課の窓口でも閲覧できます。



無所属 一人会派  
 HP「辻よし子と歩む会」で検索



政権にとって都合の悪い情報が改ざんされたり、廃棄されたり、国政では信じ難い出来事が続いています。政治を改めるには、行政に何でもお任せではなく、私たち市民が主権者として、政策決定のプロセスを知ろうとすることが大切なのではないでしょうか。

そのための重要な道具が情報公開制度であり、その内容を規定しているのが情報公開条例です。

東京26市の各条例を比較すると、今までのあきる野市の条例は、公開に消極的な面が目立ちました。そこで、これまで一般質問を通じて改正の必要性を訴えてきました。その甲斐あってか、9月議会に市から条例改正が提案され、全会一致で可決されました。

### 9月議会 ポイント

- 区画整理事業、甘い見通しで補正予算を可決（2頁）
- 一般質問で、雨間ハイツの条例改正を求める（2-3頁）
- あきる野市の新たなコロナ対策事業（3頁）
- 一般会計、区画整理事業の決算が不認定に（4頁）
- 国にPCR検査体制の拡充と整備を求める意見書を提出（4頁）
- 憲法論議の推進と国民的議論の喚起を国へ求める陳情に反対（4頁）

### 賛否の分かれた主な議案（9月定例会議）

（○：賛成、×：反対 △：会派内で意見の相違あり）	くさしぎ （辻1人）	自民党 志清会 （議長を除く8人）	公明党 （3人）	未来 （4人）	共産党 （3人）	結果
2019年度 一般会計 決算	×	×	×	○	×	不認定
2019年度 引田区画整理事業 特別会計 決算	×	×	×	○	×	不認定
2020年度 引田区画整理事業 補正予算1号	×	○	○	○	×	可決
憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める陳情	×	○	○	△	×	採択

## 憲法論議の推進 と国民的議論の 喚起を国へ求める 陳情に反対

憲法は、そもそも政府による権力の乱用を抑制し、国民の権利を守るためのもの。国民的議論の喚起を国に求めるのは筋違いではないでしょうか。ましてや、異なる意見に耳を貸さず、数の力による強行採決を繰り返す政権に、まともな憲法論議ができるはずがありません。特に、憲法解釈を一方的に変更し、集団的自衛権の行使を閣議決定で決めた蛮行は許しがたく、そのような政権に、国民的議論を喚起する資格などありません。

反対の立場から私を含め3人が討論をしましたが、賛成する議員からの討論はないまま、賛成多数で陳情は採択されました。

市の課題がよく分かる

### 会派くさしぎ 辻よし子の議会報告会

9月議会のポイントを  
 分かりやすくお伝えします！

11月15日（日）  
 14:00～16:00

あきる野ルピア3階  
 集会室

● 申込不要・参加費無料（マスク着用をお願いします）

議会の様子がよく分かる

## 一般会計、 区画整理事業の 決算が不認定に

私が一般会計を不認定とした主な理由は、プレミアム付き商品券事業の失敗、幼保無償化が公平性を欠く点、費用対効果から問題のあるマイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付事業、税の理念に反するふるさと納税制度、森林環境譲与税など、いずれも国策として進められた事業です。地方自治の理念は、どこへ行ってしまったのでしょうか。

一方、市独自の事業としては、引田駅北口土地区画整理事業に約2億2500万円、下水道事業に約13億7400万円が繰り出されていることには問題があると考え、反対しました。

これまでは、いつも反対少数で認定されていた決算。今回は自公が新市長の市政運営を批判し反対に回ったため、2つの決算が不認定になりました。

地方自治法では、不認定に対して市長が必要と認められる措置を講じたときは、議会に報告する義務を負うことになっています。

## 国にPCR検査 体制の拡充と 整備を求める 意見書を提出

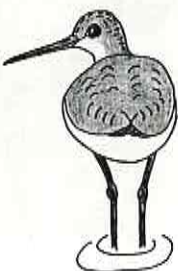
あきる野市をはじめ様々な自治体が独自にPCR検査を実施するようになりました。しかし、自治体の財源には限りがあり、PCR検査は本来、国の責任でおこなうべきものです。

そこで、あきる野市議会から国にPCR検査体制の拡充と整備を求める意見書を出すことを提案しました。全会派の賛同が得られ、意見書が提出されることになりました。

会派「くさしぎ」は、「草の根市議」から取った名前です。政党や大きな組織に属さず、市民の横のつながりを大切に、草の根民主主義を目指して活動しています。

現在は、辻よし子だけの一人会派です。

\*クサシギは水辺の野鳥です→



辻よし子プロフィール：1960年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に、市内の環境保全活動に取り組む。3.11以後、新たに脱原発の市民活動を始める。2015年10月の補欠選挙で初当選。現在2期目。夫、次男、ネコ1匹と草花に暮らす。



## 区画整理事業、 甘い見通して 補正予算を可決

### ◆資金計画に誤り

9月議会初日に、引田駅北口の土地区画整理事業の補正予算が審議されました。

一時中断していた事業を本格的に進めるための予算です。ところが、資料として出された資金計画が捕らぬ狸の皮算用とも思える内容。その上、計算間違いでは?と疑われる部分もありました。そこで数値の根拠について質問をしたところ、明確な答弁が得られませんでした。総額70億円を超える事業です。いい加減な資料を基に審議するわけにはいきません。

審議日程の延期を動議で提案したところ、全議員が賛成し、審議は保留となりました。20日余り後に再開された審議は、資金計画の訂正の説明から始まりました。しかし、残念ながら満足いく改訂ではありませんでした。計算ミスは論外。本来訂正すべきは楽観的な収入見込みのほうです。

### ◆市の負担が5億円増える可能性も

昨年度、国と都からの補助金が25%カットされているにもかかわらず、来年度以降は満額もらえるという楽観的観測。事業費に充てる土地(保留地)の売却収入は、計画当時の地価のママ。コロナ禍において、都はすでに開発事業の見直しの方針を示し、地価の下落傾向も出始めている中、これが責任のある資金計画と言えるでしょうか。

「来年度以降も補助金が25%カットされた場合、市の負担はいくら増えるのか」と質したところ、「約5億円増になる」との答弁。

一方、「補助金カットに合わせてその年の事業を先送りすれば、事業期間は延びるけれど総額の補助金は減らないのではないか」との質問には、その通りとの答弁でした。

### ◆楽観的な予測に基づく無責任体制

本来であれば、現実的なシミュレーションをいくつかのパターンで出し、それぞれが地権者や市民全体に与える影響を分析し、最終的な結論を出すべきではないでしょうか。議会の責任についても訴えましたが、結局、この甘い資金計画のまま、

賛成多数で補正予算は可決されてしまいました。

### ◆コロナ禍で市税減収、自然災害による負担増も

少子高齢化が進む中、安易に、子どもや孫の世代への借金を増やすことは、私たち大人の責任放棄に他なりません。

さらに今は、コロナの影響や気候変動による災害のことも考えなければなりません。コロナによる来年度の市税減収は必至です。

昨年の台風19号は激甚災害に指定されましたが、復旧に必要な経費すべてが国や都からの補助金でまかなえるわけではありません。あきる野市の実質的負担額を決算委員会で質問したところ、約3億5千万円であることが分かりました。まだ詳細が決まていない工事の費用は含まれていません。

現実を直視しなければ結果に流されるだけで、主体的に未来を拓くことはできません。

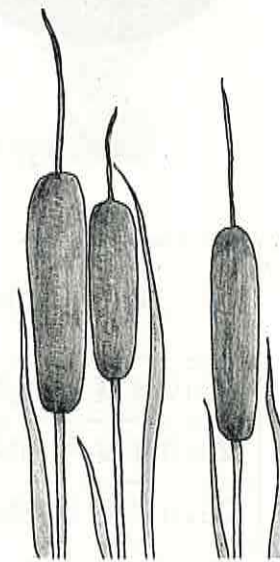
### 一般質問で 雨間ハイツの 条例改正を求める

雨間ハイツは、今から30年以上前に東京都が始めたシルバーピア事業の一環として、秋川市時代にスタートしました。当時は、今のように多様な介護サービスがなく、高齢者専用の市営住宅が貴重であったため、より多くの高齢者が利用できるように、他の市営住宅には無い厳しい制限が設けられていたようです(それでも冒頭の制限は問題だと思えます)。

雨間ハイツは、今から30年以上前に東京都が始めたシルバーピア事業の一環として、秋川市時代にスタートしました。当時は、今のように多様な介護サービスがなく、高齢者専用の市営住宅が貴重であったため、より多くの高齢者が利用できるように、他の市営住宅には無い厳しい制限が設けられていたようです(それでも冒頭の制限は問題だと思えます)。

### ◆条例改正が必要

しかし、当時と今では高齢者介護を巡る状況は大きく異なります。その上、シルバー



### ◆家族が亡くなると退去?

市営雨間ハイツでは、夫婦の一方が亡くなると、残された妻または夫は住まいを明け渡さなければならないという決まりになっていることを知って驚きました。実際に困っている方からの相談で、条例の不備に気づきました。

ピア事業の要といえる住み込みの世話人が、ここ2年半以上配置できていません。

こうした状況を踏まえ条例改正の必要性を質したところ、改正を検討するとの答弁が得られました。

また、改正には時間がかかるため、それまでの間、夫婦の一方が亡くなっても退去を求めるようなことはしないよう確認したところ、改正されるまでは今の条例に従って対応するという杓子定規な答弁が返ってきました。規則にある世話人は不在のまま、退去については規則通りというのはおかしいと主張しました。最終的には、条例改正前であっても適切な対応をするという答弁に改められました。

時代に合わなくなっている事業に縛られることなく、住民の暮らしを第一に改善を図っていただきたいと思います。

### あきる野市の 新たな コロナ対策事業

補正予算(5号~8号)で、新たなコロナ対策費が計上されました。市独自のPCR検査の実施など、これまで要望してきた事業が予算化されました。しかし、予算化に至っていない事業がある一方、予算化された事業の中には、疑問を感じる事業もあります。

●介護・保育など社会福祉従事者を対象にしたPCR検査に、8300万円

無症状者を定期的に検査するのではなく、無症状であっても何らかの理由で感染が疑われる人が対象になります。また、新たに介護施設に入所する利用者も対象になります。

●高齢者介護施設でクラスターが発生した場合の応援体制に、385万5千円

介護施設でクラスターが発生した際、他の施設から応援職員を派遣する仕組みを、市がコーディネート役となって整えることになりました。市内の介護事業者の方々と担当課の努力の賜物です。

●中小企業に対する感染症緊急経営支援事業に、5117万5千円

●新商品、新サービスの開発等に取り組む中小企業に50万円の奨励金(50件分)。

●市内空き店舗等を利用してサテライトオフィス等を設置する事業者に500万円の助成(2件分)。

●住宅改修助成事業をおこなう商工会に交付金1000万円、等。

新たなチャレンジへの支援が多く、そこまで至らない事業主への支援が十分できているのかが気になります。住宅改修助成については、商工会に属していない事業者も対象にできなかったのでしょうか。

●18才以下の子どもがいる世帯への1万円の商品券配布事業に、1億5200万円

コロナによる影響は各世帯によって大きく異なります。地域経済の活性化も狙っているようですが、一律の金券配布は、単なるバラマキ政策になりかねません。

●新生児への10万円給付金に、4318万9千円

国の特別定額給付金は4月27日以前に出生した子どもが対象でした。その後にコロナ禍の中で、出産、子育てをした世帯への支援も必要との判断から、市独自に4/28~来年4/1までに出生した子ども1人に10万円を給付するものです。

●医療機関への給付金に、3463万6千円

コロナ禍で患者が減り、多くの医療機関が厳しい状況にあるため、経営を支えるための給付金です。病院に100万円、診療所・歯科医院・調剤薬局に30万円、柔道整復に20万円が給付されます。鍼灸院等については、今後、状況を調査した上で検討するとのこと。

●指定避難所の感染予防対策に、1450万6千円

段ボールベッド、マット、避難所開設キットなどを購入します。



**引田駅北口  
土地区画整理事業、  
生産緑地を  
大幅削除**

◆都市計画審議会で審議  
あきる野市の都市計画に係  
わる事項を審議する都市計  
画審議会には、市議会議員 5  
人が委員として参加してお  
り、私もその一人です。

昨年 12 月 22 日に開催された審議会では、引田  
駅北口土地区画整理事業地内の生産緑地の削除につ  
いて審議されました。

◆企業に売却予定地も生産緑地に

生産緑地に指定されると固定資産税が大幅に安く  
なりますが、30 年間は農地として維持する必要が  
あり、農作業従事者の死去や病気等の限られたケ  
ース以外、途中で宅地化したり売却したりするこ  
とはできません。

ところが、引田駅北口土地区画整理事業地内の農  
地については、市による筋の通らない特別扱いがお  
こなわれました。区画整理が終わった後、農地とし  
て残す意思がなくても、一時的に生産緑地に指定で  
きることにしたのです。区画整理事業を推進してい  
た沢井前市長が、農地所有者への税金軽減策を講じ  
ると議会で答弁し、それを受けて出された政策です。  
それにより 2018 年 12 月に追加指定された生産緑  
地は約 98000 平米。その半分近くがすでに企業へ  
の売却や貸与が計画されている農地でした。

◆97%の農地がわずか2年で生産緑地から削除

昨年 9 月に第 1 回目の仮換地指定\*がおこなわ  
れ、2018 年に追加指定された農地の約 8 割が対象  
になりました。その内、97%あまりの農地が生産  
緑地から削除！追加指定は税金対策であったこと  
が証明されたようなものです。

\* 新たな土地の位置と形状が示され、利用可能になる手続き。

◆市民からも正当性、公正さに疑問の声

市民から寄せられた意見書\*の中に、「正当性は  
どこに求められるのか」「公正さを欠く指定」との  
指摘がありました。まさにその通りです。

生産緑地法の理念に反し、他の農地所有者との公  
平性の観点からも、行政としてあるまじき行為です。

審議会では、問題点を指摘するためにいろいろ質  
問をしましたが、納得のいく回答が得られるはずも  
なく、市の苦しい答弁が続きました。

しかし、異議を唱えて反対したのは私と会派未来  
の議員の 2 名だけ。審議会には農業関係者も含まれ  
ていますが、残念ながら他の委員からは一切質問も  
意見もなく、無言のまま賛成多数で指定の解除が承  
認されてしまいました。

\* 都市計画法に基づく縦覧手続きにより提出された意見書

賛否の分かれた  
議案から  
◆会計年度任用職員の期末手  
当引き下げ

(1 頁の表参照) 今年度から新たに会計年度  
任用職員制度が導入され、週  
20 時間以上勤務する非正規職員に期末手当が支給  
されるようになりました。非正規の処遇については、  
休暇制度など改善すべき課題が多く、導入されたば  
かりの期末手当を、正規職員に合わせて引き下げる  
ことに反対しました。

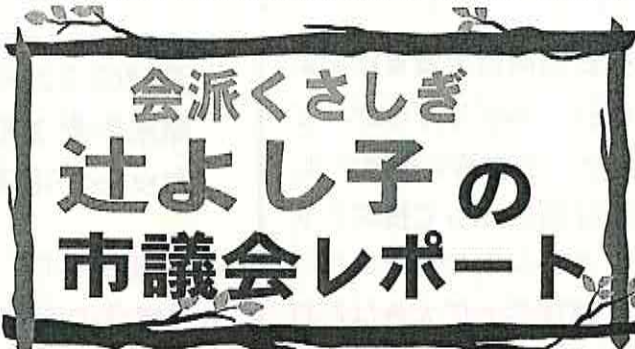
◆引田駅北口土地区画整理事業における工事契約

契約金 8 億 7560 万円。5 年半という他市に例を見  
ない長期間の工事契約です。換地を伴う区画整理事業  
は予定期間に終わらないことの方が多く、そうなれば、  
契約延長による損害は市が賠償することになります。

昨年度に続き国と都の補助金が減らされた場合に  
は、工事延期も検討すべきであり、最初からリスク  
のある契約には同意できません。当事業の進め方は  
あまりにも問題が多いこともあり、反対しました。



無所属 一人会派  
HP「辻よし子と歩む会」で検索



☎ 197-0802  
あきる野市草花 3012-20  
T&F : 042-559-6941  
携帯 : 090-9386-1275  
e-mail : kusasigi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず！

市長は対話の努力を ~問責決議をめぐる~

12 月議会で市長への問責決議\*1 が可決されました。  
村木市長は就任後間もなく、市内に新たな特別養護老  
人ホーム(特養)を建てる方針を打ち出しました。しかし、  
介護事業者からは、介護人材不足に拍車がかかり空きベッ  
ドが増加する、在宅介護サービスの充実が先決、市内の  
入 待機者は減少傾向にある等の理由で、強い反対の声  
が上がりました。議会にも増設反対および再考を求める  
2 つの陳情が出され、いずれも採択されています。

その後、新設の是非をめぐる議論は介護事業計画の策  
定委員会\*2 に委ねられました。すでに反対意見が多かつ  
たことを考えれば、市長は介護事業者の懸念を払拭する  
ために、介護人材確保の具体策や新設の必要性を裏付け  
る根拠を示し、委員との対話を尽くすべきでした。

しかし、市長にそうした姿勢は見られず、策定委員会  
では次期の計画に特養新設は盛り込まないという結論を  
出しました。これに対し、市長は答申を一部修正してで  
も新設を計画に加えたいという意向を示したため、委員

長他 1 名が辞意を表明するという事態になりました。  
今回の問責決議は、委員会の意見を尊重しない市長の  
責任を問うものです。しかし、議会としては、まだ委員  
会の答申を読んでいない段階であり、市長が答申の文章  
を変えたのかどうか確認できていません。肝心な事実  
が明らかになっていない中で、市長への問責決議という  
重い判断を下すことは時期尚早と考え、反対しました。  
ただ、市長の姿勢に問題があることは確かです。意見  
の異なる人々との合意形成を図る努力を怠り、自らの権  
限で自説を押し通すことは民主主義に反します。市長は  
残された時間で委員会との対話に努め、合意が得られな  
ければ、一歩下がって仕切り直すべきです。

\* 1 議会として市長や議長等の責任を問う意思を示すもの。た  
だし、法的拘束力はない。  
\* 2 2021 年度~2023 年度の第 8 期あきる野市高齢者福祉計  
画・介護保険事業計画を策定するに当たって、学識経験者、福  
祉関係者、市民等の意見を聞くために市長が設置する委員会。

12 月議会  
ポイント

- 一般質問への前向きな答弁に期待 (訪問型学習支援事業・下水道事業見直し) (2 頁)
- 議員の 12 月期末手当 1 割カットが可決 (2 頁)
- 個人情報保護法に関する意見書、全会一致で提出へ (2-3 頁)
- 加齢性難聴の補聴器購入補助を求める陳情、採択ならず (3 頁)
- 市営住宅の 10 年計画に給湯器設置を (3 頁)
- 引田駅北口土地区画整理事業、生産緑地を大幅削除 (4 頁)

賛否の分かれた主な議案 (12 月定例会議)

(○: 賛成、×: 反対)	くさしぎ (辻 1 人)	自民党 志清会 (議長を除く 8 人)	公明党 (3 人)	未来 (4 人)	共産党 (3 人)	結果
市長に対する問責決議 (*可否同数で議長裁決)	×	○	退席	×	×	可決*
加齢性難聴の補聴器購入補助を求める陳情	○	×	×	×	○	不採択
会計年度任用職員の期末手当の引き下げ (4 頁)	×	○	○	○	×	可決
引田駅北口土地区画整理事業における工事契約 (4 頁)	×	○	○	○	○	可決

会派「くさしぎ」は、「草の根市議」から  
取った名前です。政党や大きな組  
織に属さず、市民の横のつながり  
を大切に、草の根民主主義を目指  
して活動しています。

現在は、辻よし子だけの一人会  
派です。

\* クサシギは水辺の野鳥です→



辻よし子プロフィール: 1960 年生まれ。小学校教員を経て、  
ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995 年よりあ  
きる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に、市内の環境  
保全活動に取り組む。3.11 以後、新たに脱  
原発の市民活動を始める。2015 年 10 月  
の補欠選挙で初当選。現在 2 期目。夫、次男、  
ネコ 1 匹と草花に暮らす。





## 一般質問への 前向きな 答弁に期待

◆家庭訪問型学習支援事業  
現在、あきる野市がおこなっている学習支援事業は、先生が前に立って授業をする学習塾のスタイルです。生活に困り事を抱えて学習意欲が持てない子や、基礎学力に大きな遅れがある子は参加しづらいのではないかと、以前から気掛かりでした。

そこで、より公的支援が必要な子に手を差し伸べるために、家庭訪問型の学習支援事業を始めてはどうかと提案してきました。

今回の一般質問により、家庭訪問型の実施に向けて具体的な検討が進んでいることや、既存の事業についても学習塾スタイルから「居場所」としての役割に変えていくことが分かり、たいへんうれしく思いました。

コロナ禍で市の財政も厳しい状況にありますが、困り事を抱えた家庭の子どもたちへの支援は、ますます重要になってきています。

家庭訪問型学習支援事業をぜひ来年度からスタートさせて欲しいと考え、会派くさしぎとして市長に要望書を出しました。

## ◆下水道事業の見直し

下水道事業については、2017年から繰り返し一般質問や委員会審議で取り上げてきました。今回は、過去の質問と市の答弁を一覧表の資料にまとめ、方向転換すべき時期に来ていることを強調しました。その結果、次のような答弁を引き出すことができました。

\*合併処理浄化槽も含めた事業全体の見直しが必要であり、汚水処理整備計画が出来上がるまでは、新たな下水道事業認可区域は設定しない。

\*計画策定に当たっては、現在、2つの部署に分かれている下水道担当と浄化槽担当を一つにまとめる必要がある。これまでの提案を受けて、組織改正を検討する。

時間はかかりましたが、ようやく本格的な事業見直しのスタートラインに立つことができました。今後は、浄化槽を推進するための具体的な提案をしたいと考えています。

## 議員の12月 期末手当1割 カットが可決

◆三役と共に1割カット  
コロナ禍で多くの市民が経済的な打撃を受け、市の財政も厳しさを増している中、議員のボーナスを削減すべきではないかと、6月議会の前に会派代表者会議で提案しました。しかし、提案時期が遅かったこともあり、残念ながら実現しませんでした（『市議会レポート』第20号参照）。

12月議会では市長、副市長、教育長のボーナス1割カットが市長から提案されたこともあり、議員のボーナス1割カットを全会派が賛同して議員提出議案を出すことができ、ようやく実現できました。

## ◆0.1月の引き下げ

私が議員になってから昨年まで5年連続で議員のボーナスが引き上げられてきました。今回はコロナ禍で引き下げが提案されたため、初めて賛成しました。ただ、引き下げ幅が僅か0.1月分であることや、都の人事委員会勧告に準じて決められたことには不満が残ります。そもそも議員に期末手当は必要なのか、なぜ部長並の20%加算がされているのか等、改めて議論する必要があります。

## 個人情報保護法 に関する意見書、 全会一致で提出へ

あきる野市が市民から預かった個人情報については、無断の目的外使用や禁止したり、情報の大量漏洩につながるオンライン接続を規制する等、市の条例で厳しく規制・管理をしています。

そうした中、社会のデジタル化に前のめりになっている現政権は、自治体毎に異なる個人情報保護条例が情報の利活用において障害になるとして、全国一律のルールで一本化するための制度改正案を2021年1月の通常国会に出そうとしています。

こうした動きに対し、もともと国に先んじて個人情報保護の法制化を進めてきた地方



自治体からは、様々な疑問や不安の声が出されると共に、国の強引な進め方に対して厳しい批判がされています。

そこで、あきる野市議会からも政府に対して慎重な検討を求める意見書を提出したいと考え、会派代表者会議で提案しました。意見書の文章をいろいろ調整した結果、全会派の賛同を得ることができ、意見書が提出されることになりました。

## 加齢性難聴の 補聴器購入補助を 求める陳情、 採択ならず

◆区部では補助事業がスタート  
年を取って耳が遠くなる加齢性難聴は、私たちにとって身近で切実な問題です。これまで続けていた社会活動から足が遠のいてしまったり、家族がお互いにストレスを抱えて生活したり、高齢者の生活の質を下げる大きな要因の一つになります。性能の良い補聴器が開発されていますが、高額であるため誰もが買えるわけではありません。そうした中、区部の自治体では、都の助成制度を活用して独自に購入費の一部を補助する事業を始めています。あきる野市でも補助制度を作りたいという陳情が12月議会に提出されました。

## ◆理解できない反対理由

「本では補聴器が医療保険等の社会保障制度の枠から外され、個人に重い負担が強いられている現状からすれば、公的支援が必要と考え賛成しました。

しかし、委員会審議では、補聴器の使用が認知症予防につながるかどうかの科学的根拠が確立されていない、補助対象者を非課税世帯に限るとすれば税の公平性から疑問がある等の理由で反対する議員が多く、不採択になりました。

補聴器は、認知症の予防になるかどうかにかかわらず高齢者の生活の質を維持するために必要な道具です。また、低所得者に限定して補助金を出すことが税の公平性から問題であるとしたら、他の様々な公的支援も成り立たなくなるのではないのでしょうか。

## 市営住宅の 10年計画に 給湯器設置を

◆居住支援協議会\*の設置を  
市営住宅の今後10年間の維持管理のあり方を示した計画案が策定され、環境

建設委員会で意見聴取がありました。

東京都23区26市で都営住宅がないのは、なぜかあきる野市だけです。その分、市営住宅が多いというわけでもありません。

計画案には、10年後に市営住宅を必要とする世帯数が既存の市営住宅戸数を上回るという推計値が出ています。しかし、市営住宅は増設せず、民間の賃貸住宅を借り上げて活用する計画になっています。確かに、民間賃貸住宅の空室の増加も問題になっており、行政がそれを活用するのは効率的かもしれません。そうであれば、早期に居住支援協議会を立ち上げ、不動産業者、家主、市民団体等との連携をはかる必要があります。

協議会の設置についてはこれまでも要望し、市も動いているようですが、もっとスピード感を持って進める必要があります。

\* 住まいに困る高齢者、障がい者、外国人等の賃貸住宅入居を支援するため自治体、不動産業者、市民団体等で組織する協議会。

## ◆10年計画に給湯器の整備がない!?

もう1点強く要望したことは、秋留ハイツへの給湯器の設置です。秋留ハイツを除く市営住宅には3点給湯（お風呂、台所、洗面台の給湯設備）が整備されていますが、秋留ハイツにはお風呂の給湯設備しかありません。個人負担で湯沸かし器を取り付けられない限り、台所でも洗面台でも冷たい水しか出ません。

それにもかかわらず、10年間の修繕計画に給湯器の整備が入っていないことに驚きました。大がかりな工事が無理であれば、公費で瞬間湯沸かし器等を設置すべきではないでしょうか。

